

# 須坂市歴史的建造物を活かしたまちづくり事業補助金

## 目 的

市内にある貴重な市民の財産である歴史的建造物を活用したまちづくりを行なうための補助制度です。

## 補助対象建造物

国の登録有形文化財または須坂市歴史的建造物に登録された建造物

## 補助対象者

補助対象建造物の所有者又は借受者（市税を滞納していないこと）

## 交付条件

次の①～④のいずれにも該当するものであること。

- ① 当該歴史的建造物の全部又は一部について不特定多数の者が利用できるものであること。（店舗、ギャラリーなど）
- ② 須坂市須坂地区歴史的景観保存対策事業補助金又はこの補助金の交付を受けた場合は、当該補助金交付後 10 年を経過した建造物であること。
- ③ この補助金が交付された後は、5 年以上当該建造物の全部又はその一部について不特定多数の者が利用できるものであること。
- ④ この補助金が交付された後は、10 年以上当該建造物が存続するものであること。

## 経費及び補助額

### 1 対象経費

建造物の外観及び内部の修理・改修に要する設計監理費及び工事費。ただし、内部の修理・改修については不特定多数の者が利用できる部分に限る。

### 2 補助額

5 分の 3 以内の額。ただし 500 万円を限度とする。

（裏面もあります）

## 留意点

- ・ 補助金の交付申請は、事業着手前に行ってください。（見積書の写し、設計図書及び現況写真などの書類の提出が必要です。）
- ・ 申請内容は、須坂市歴史的建造物審査会で審査します。

## お問い合わせ

まちづくり課 まち整備係

TEL 026-248-9007（課専用）